

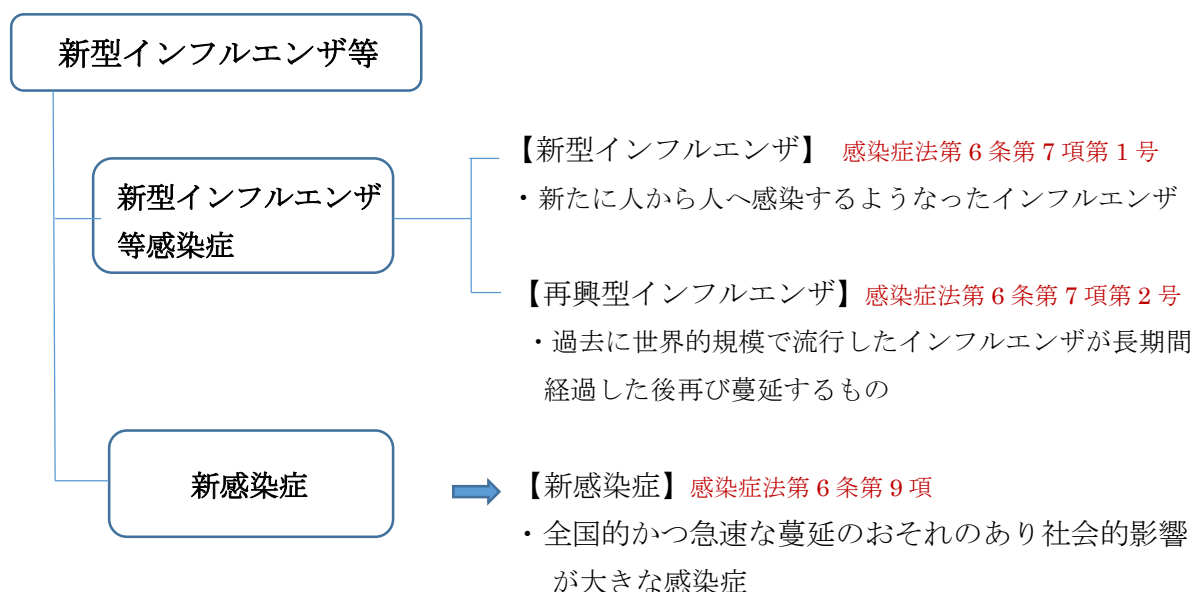
六ヶ所村新型インフルエンザ等対策行動計画（概要）

新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

I 計画策定の背景

- 1 新型インフルエンザは、10年から40年の周期で流行するがほとんどの人が免疫を持たないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害と社会的影響をもたらすことが懸念されている。
- 2 国では、新型インフルエンザやこれと同等の危険性のある新感染症が発生した場合は、国家の危機管理として対応して行くため、平成25年4月に新型インフルエンザ等対策特別措置法（「特措法」）が施行された。
特措法では、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼす又は、そのおそれがある場合に、政府が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を発することが明記されており、発出時は市町村に対策本部を設置することが義務付けられている。
- 3 「六ヶ所村新型インフルエンザ等対策行動計画」の策定は、特措法の施行を受け国及び県の行動計画における考え方や基準を踏まえ策定したものである。

II 対象となる新型インフルエンザ等感染症及び新感染症

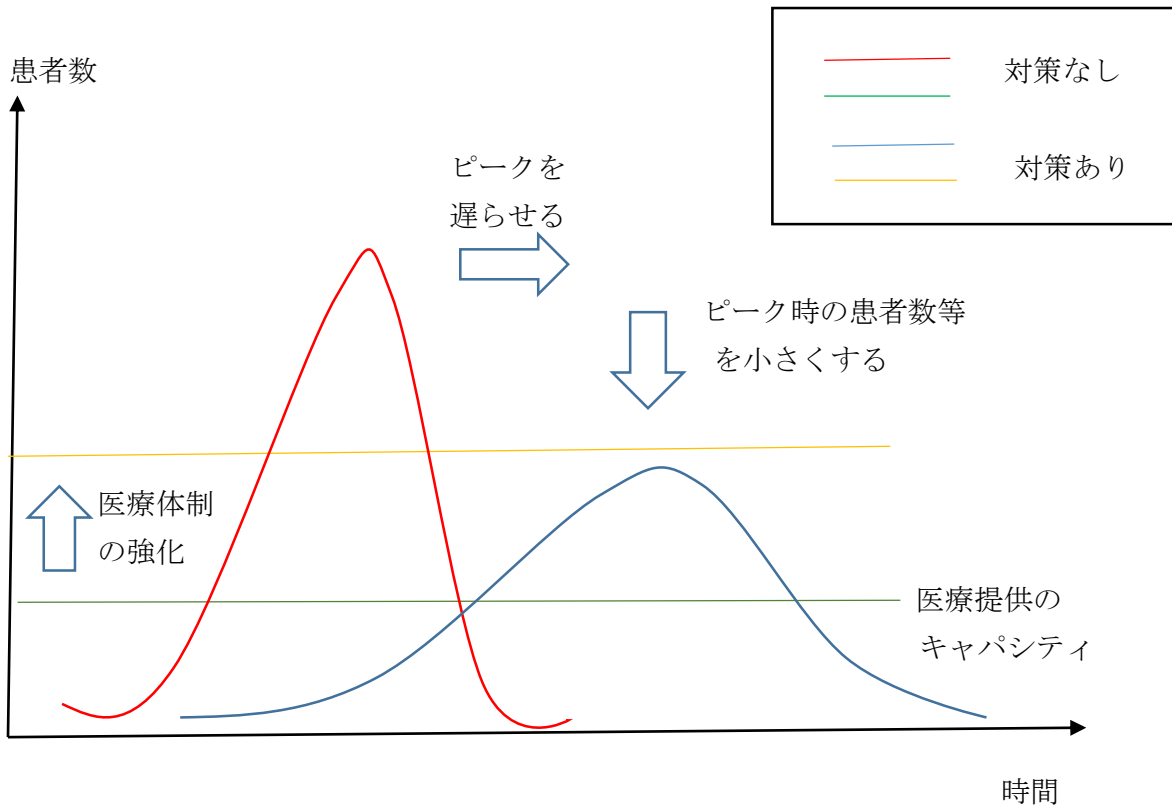


Ⅲ 対策の目的及び基本的な方針

<目的>

- 1 感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する。
- 2 村民生活及び経済に及ぼす影響を最小限に抑える
 - 状況に応じて臨機応変に対応する
 - 医療機関現場等が動きやすくなるよう配慮

<対策効果 概念図>



<被害想定>

		青森県	六ヶ所村
医療機関を受診する患者数	中等度	144,000～	1,440人～2,150人
	重 度	約 266,000人	
入院患者数	中等度	6,400人	49人
	重 度	24,200人	185人
死亡者数	中等度	2,050人	16人
	重 度	7,700人	60人
一日当たり最大入院患者数	中等度	1,100人	9人
	重 度	4,100人	34人

※米国疾病予防管理センターの推計モデルを用いて算出

IV 行動計画のポイント

■主要 6 項目の発生段階に応じた主な対策

	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
状態	新型インフルエンザ等が発生していない状態	海外で新型インフルエンザが発生した状態	国内で新型インフルエンザ等の患者が発生したが接触歴が疫学調査で追える状態	新型インフルエンザ等患者接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
実施体制	○村行動計画等の策定 ○国・県・他の市町村との連携強化	○村警戒対策会議を開催	○村警戒対策会議または本部での情報の集約・共有	○会議または本部での情報の集約・共有	○警戒対策本部を解散 ○警戒対策会議において第2波の流行に備える ★緊急事態宣言の解除
情報提供・共有	○発生した場合の対策について情報提供 ○個人レベルの感染対策の普及	○発生状況・対策等の情報提供と注意喚起 ○コールセンター等(相談窓口)の設置	○発生状況と具体的な対策、個人のとるべき行動、医療体制等の情報提供 ○情報の集約と反映 ○コールセンター等の充実・強化 ○国や県との情報共有	○左記と同じ	○第1波の終息と第2波発生に備えるための情報提供 ○コールセンター等の縮小
まん延防止	○個人における対策の普及 ○医療資器材等の備蓄・整備	○個人レベルの感染対策の実践 ○県の対策への協力	○村全体での感染対策の徹底 ★県の対策(不要不急の外出自粛、学校等の施設の使用制限の要請等)への協力	○左記と同じ	○県の要請に基づき必要に応じ基本的な感染対策等の実施を要請
予防接種	○ワクチン需要量の算出 ○情報共有体制の構築	○特定接種の実施 ○住民接種体制の準備	○特定接種の実施 ○住民接種準備・開始 ★臨時的予防接種実施	○特定接種の実施 ○新臨時接種の実施 ★特措法に基づく住民に対する予防接種	○新臨時接種の実施
医療	○地域医療体制の整備 ○県内感染期	○帰国者・接触者相談センターの設置に関する周知	○左記を指定しての体制から一般の医療機関での診療体制に移行した場合の周知 ★医療、医薬品・医療機器等の確保	○左記の継続実施 ○在宅療養者への支援 ★必要に応じて、臨時の医療施設開設	○国内感染期に講じた措置の縮小・中止
域村民生活の活性化に地域	○要援護者への生活支援等の対応の持続き準備 ○物資及び資材の備蓄・施設の整備	○職場等における感染対策等の実施準備を要請	○職場等における感染対策の開始を要請 ★水の安定供給 ★生活関連物資等の価格の安定	○職場等における感染対策実施を要請 ★水の安定供給 ★生活関連物資等の価格の安定 ★埋葬・火葬の特例	○生活関連物資等の購入に当たっての適切な行動の呼びかけ

(注)★印は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言時に必要に応じて実施する措置

【新型インフルエンザ等緊急事態宣言】

新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はその恐れがあるものとして政令で定める要件に該当する事態(特措法第32条第1項)